

博多区役所窓口案内等業務委託 提案競技実施要領

1 提案競技の概要

福岡市博多区役所等における窓口案内及びこれに付随する業務（以下「当該業務」という。）を委託するにあたり、来庁者の待ち時間の短縮、窓口混雑の緩和を図るとともに、市民に寄り添ったぬくもりのある案内を臨機応変に行う、市民サービスの向上のために広く提案を募り、最優秀提案者を選定するため、次のとおり提案競技を実施する。

2 委託契約の名称

博多区役所窓口案内等業務委託

3 参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は同上第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 法人の役員のうち暴力団員がいないこと。
- (9) 暴排条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (10) プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるものをいう）、ISO27001（ISMS）又はこれと同等以上の認定、もしくは認証をいずれか1つ以上取得していること。
- (11) 福岡市内に本店又は支店・営業所を有すること。
- ※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

4 契約期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日

ただし、当該業務の履行状況が良好な場合においては、次年度以降の市の予算額を上限として、最長令和10年9月30日まで随意契約の相手方とすることがある。

5 提案金額の上限額

上限額 10,434,270円（年額・消費税及び地方消費税相当額を含む）

6 当該業務の内容

【資料1】「博多区役所窓口案内等業務委託 仕様書」を参照

7 スケジュール

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年6月11日（水） |
| (2) 質問書提出締切 | 6月23日（月）午後5時 |
| (3) 質問回答 | 7月4日（金） |
| (4) 参加申込書提出締切 | 7月11日（金）午後5時 |
| (5) 企画提案書提出締切 | 7月29日（火）午後5時 |
| (6) プレゼンテーション | 8月下旬 |
| (7) 最優秀提案者決定 | 8月下旬 |
| (8) 契約締結 | 10月1日（水） |

8 質問書の提出及び回答

提案を行うにあたり質問がある場合は、次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限・提出方法

令和7年6月23日（月）午後5時までに、質問書（様式1）に記載の上、「16 問い合わせ先・提出先」あてに電子メールで提出すること。

なお、質問書を提出した旨、電話で連絡すること。電話、郵送、直接持参による質問書の受付は行わない。

- (2) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月4日（金）までに、福岡市ホームページ（福岡市HOME＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞各所管課が公募する競争入札、提案競技等）に掲載する。

9 参加申込

（１） 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時まで

（２） 提出方法

「16 問い合わせ先・提出先」へ事前に電話連絡の上、持参すること。

（３） 提出書類

提出書類		説明
共通	① 提案競技参加申込書（様式2） ※提出部数は1部	
	② 会社概要 ※提出部数は1部	・事業概要が分かるパンフレットでも可。
	③ 委任状（様式3） ※提出部数は1部	この提案競技の案件に係る市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、委任状を作成して提出すること。
	④ プライバシーマーク等の資格を有する事業者であることがわかる証明書の写し ※提出部数は1部	・プライバシーマーク、ISO27001（ISMS）、又はこれと同等以上の認定、認証をいずれか1つ以上取得していることがわかる証明書等の写しを提出すること。
競争入札有資格者名簿の登録なし	⑤ 登記事項証明書（全部事項証明） ※提出部数は1部	・法務局発行の「現在事項全部証明書」（履歴事項全部証明書でも可） ・発行後3か月以内の原本であること。
	⑥ 市町村税を滞納していないことの証明書 ※提出部数は1部	・市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。 ・発行後3か月以内の原本であること。
	⑦ 消費税及び地方消費税納税証明書 ※提出部数は1部	・本社所在地の所轄の税務署発行の証明書 ・証明書の種類は「納税証明書（その3）」とする。（「その3の2」「その3の3」でも可） ・発行後3か月以内の原本であること。
	⑧ 誓約書（様式4） ※提出部数は1部	・代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。
	⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し ※提出部数は1部	・直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

登録あり	⑩ 提出書類の省略（様式5） ※提出部数は1部	・「令和4・5・6年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」（以下「名簿」という。）に登載されている事業者は⑤～⑨の代わりに⑩を提出することができる。
------	----------------------------	--

10 企画提案書等の提出

（1）提出期限・提出方法

令和7年7月29日（火）午後5時までに、次の(2)に記載の提出書類を「16 問い合わせ先・提出先」へ事前に電話連絡の上、持参すること。

（2）提出書類

提出書類	説明
① 企画提案書 ※正本1部 ※副本10部	・企画提案書の様式は自由とするが、A4サイズ・横向きとし、20枚以内（表紙及び目次を含まない）で作成すること。 ・企画提案書表紙の次に目次を、それ以降のページには1からページ番号を記載すること。 ・企画提案書における提案の記載順は、資料2「提案項目配点表」の項目の順とし、各項目を見出しとして記載すること。 ・企画提案書の正本の表紙には、表題として「令和7年度 博多区役所窓口案内等業務委託企画提案書」と記載の上、提出年月日、企業名及び担当窓口（担当部門、担当者、連絡先、電子メールアドレス）を記載し提出すること。 ・企画提案書の副本の表紙には、表題として「令和7年度 博多区役所窓口案内等業務委託企画提案書」と記載の上、提案者記号、提出年月日のみを記載し提出すること。 ※ 提案者記号（例：A社）は、公募参加申請書を受理した際に付与する。 ・企画提案書等は、正本の表紙を除いて、提案者名がわかる記述を一切しないこと。 ・企画提案書等の提出後の内容変更は一切認めない。
② 同様業務又は類似する業務の実績表 （様式6） ※正本1部 ※副本10部	・副本は提案事業者名（事業者のシンボルマークを含む。）が分からないようにすること。
③ 見積書 ※正本1部 ※副本10部	・令和7年10月～令和8年3月の委託業務費の見積書を提出すること（<u>税込金額</u>）。 ・書式は自由、A4サイズ（縦）、横書き、作業項目ごとに積算内訳を記載すること。 ・副本は提案事業者名（事業者のシンボルマークを含む。）が分からないようにすること。

④ 参考見積書 ※正本1部	・【資料3】令和8年度人員配置計画(案)を参考に令和8年度の委託業務費の参考見積書を提出すること（税込金額）。 ・書式は自由、A4サイズ（縦）、横書き、作業項目ごとに積算内訳を記載すること。
--------------------------	--

(3) その他の作成上の注意点

- ・企画提案書等は、正本の表紙を除いて、提案者名がわかる記述を一切しないこと。
- ・企画提案書等の提出後の内容変更は一切認めない。
- ・企画提案書等は、全体にわたって参加者名（企業名）がわかるような記載は一切しないこと。やむを得ず記載する必要がある場合は、副本については黒塗り、わからないようにすること。
- ・契約締結後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。
- ・専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど見やすく明確な企画提案書を作成すること。
- ・企画提案書等で使用する言語および通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とする。

(4) 参加辞退

参加申込後、やむを得ず参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出のこと。
企画提案書の提出期限までに企画提案を提案しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

11 最優秀提案者の選定等

(1) 選定方法

- ・「博多区役所窓口案内等業務委託提案競技」選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、最優秀提案者を選定する。
- ・【資料2】「提案項目配点表」に基づき、選定委員会において企画提案内容等について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者、次に優位な応募者を次点者とする。
（評価内容により次点者を定めないことがある）

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会において、企画提案書等の提出があった事業者によるプレゼンテーション及び提案内容に関する質疑を行う。

- ① 日程 令和7年8月下旬 ※予定
- ② 場所 博多区役所内会議室
- ③ 出席者 責任者を含めて3名以内とする。
- ④ その他
 - ・プレゼンテーションは提出された企画提案書をもとに実施することとし、原則、企画提案書に記載のない追加提案は認めない。
 - ・スクリーン及びプロジェクターの使用は想定していない。
 - ・プレゼンテーションの時間は15分以内とする。プレゼンテーション及びヒアリングに要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(3) 失格要件

次の要件に該当すると認められる場合は失格とする。

- ① 本公募要項の定める応募資格要件を満たしていない場合
- ② 応募書類の内容が、本公募要項の示す要件を満たしていない場合
- ③ 応募書類に虚偽の記載があることが判明した場合

(4) 最優秀提案者の決定及び審査結果の通知、公表

最優秀提案者は、令和7年8月下旬頃に文書（電子メール）にて通知する予定とする。審査結果は応募者全員に通知するほか、福岡市ホームページにおいて公表する。

12 提案書類等の取り扱い

- ① 提出書類は返却しない。提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- ② 提案書類等は、提案審査の事務に必要な場合は、複製することがある。
- ③ 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求める場合がある。
- ④ 提案者の提案については、原則として提案の全てを公開の対象とするが、提案者の正当な利益を害するおそれがあるもの及び個人情報については、非公開とする。

13 最優秀提案者の決定の取消し

次の場合には、最優秀提案者としての決定を取り消す。

- ① 最優秀提案者の決定から契約締結までの間に、最優秀提案者について資金事情の変化等により本委託業務の履行が確実でないと福岡市が判断した場合
- ② 著しく社会的信用を損なう等により、最優秀提案者として相応しくないと福岡市が判断した場合
- ③ 最優秀提案者が本公募要項の定める要件に適合しなくなった場合
- ④ 最優秀提案者が本件契約を締結しない場合

14 契約締結

- ① 福岡市と最優秀提案者との間で、本委託業務にあたっての細目を協議する。なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続きのための協議を行う。最優秀提案者の企画提案書等の内容を反映させる目的で、契約締結にあたり関係資料の補正等を行う場合がある。
- ② 本件契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、最優秀提案者の負担とする。
- ③ 最優秀提案者が本件契約を締結しない場合、最優秀提案者としての決定は無効となる。

15 その他

- ① 事情により予告なく公募を取り止める場合がある。
- ② 本公募要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市公有財産規則、福岡市契約事務規則、その他関係法令等の定めるところによる。
- ③ 提案にかかる費用は、提案者が全て負担するものとする。
- ④ 選考結果に対する異議・質問等については、一切応じない。
- ⑤ 最優秀提案者は、最優秀提案者としての地位を第三者に譲渡できない。
- ⑥ 市からの管理・運営業務の引継ぎは、原則、契約前に受けるものとする。引継ぎに係る最優秀提案者側の費用（人件費等）は、最優秀提案者の負担とする。

16 問い合わせ先・提出先

福岡市博多区役所総務課 担当： 福永、橋本
福岡市博多区博多駅前二丁目8番1号

電 話：０９２－４１９－１００６
ＦＡＸ：０９２－４５２－６７３５
Ｅ-mail：somu.HAWO@city.fukuoka.lg.jp

17 添付資料

【資料１】博多区役所窓口案内等業務委託仕様書
（別紙）博多区役所平面図

【資料２】提案項目配点表

【資料３】令和８年度 人員配置計画(案)

【様式１】質問書

【様式２】提案競技参加申込書

【様式３】委任状

【様式４】誓約書

【様式５】提案競技における提出書類の省略について

【様式６】同様業務もしくは類似する業務の実績表

【様式７】参加辞退届